

福井県「核燃料税」の新設(更新)について

1. 核燃料税の新設(更新)理由 [福井県協議書抜粋]

昭和51年11月、本県は、全国に先駆けて法定外普通税である核燃料税を創設し、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定・生業安定対策等の諸施策に役立ててまいりました。

原子力発電所の使用済燃料の問題については、電力事業者自らが使用済燃料対策推進計画を定め、使用済燃料を県外へ搬出するという方針を明確にしております。

しかしながら、現状では使用済燃料の県外搬出は進んでおらず、早期の搬出をより強力に促すため、搬出促進割について、税率を年1,500円/kgに引き上げることとします。

また、人口減少が喫緊の課題となっている中、立地地域がその役割を確実に担い、消費地とともに持続的に発展していくための基盤整備などの共生促進対策がますます重要となっております。

こうしたことから、安定的な税収を確保し、これらの立地地域に必要な諸施策を確実に実施するため、出力割の税率を引き上げることとします。

現行の核燃料税条例は、令和3年11月9日を以って課税期間が終了しますが、現下の状況を考慮すると、引き続き、自主財源である核燃料税は重要であり、政策課題に対応するとともに、増大する原子力発電所の立地に伴う財政需要に応えていくことが必要です。

以上のことから、核燃料税条例の適用期間を5年間延長し、出力割及び搬出促進割の税率を引き上げるものです。

2. 核燃料税の概要

課税団体	福井県
税目名	核燃料税(法定外普通税)
課税客体	1. 価額割: 発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割: 発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業 3. 搬出促進割: 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	1. 価額割: 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割: 発電用原子炉の熱出力 3. 搬出促進割: 発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割: 100分の8.5 2. 出力割: 51,200円/千kW/1課税期間(廃止措置中は2分の1) 3. 搬出促進割: 375円/kg/1課税期間
徴収方法	申告納付
収入見込額	(初年度)1,869百万円 (平年度)15,366百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間(令和3年11月10日~令和8年11月9日)

3. 同意要件との関係

核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

価額割の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」、出力割は「発電用原子炉の熱出力」、搬出促進割は「発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」としており、国税又は他の地方税において、形式的に課税標準を同じくするものはない。

ただし、出力割の課税客体は「発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業」であり、「一般送配電事業者の販売電力」を課税客体とする電源開発促進税(国税)及び「法人が行う事業」を課税客体とする法人事業税(地方税)と実質的に課税標準を同じくしているか否かの検討が必要である。

電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるために課されるものである。発電コストの一部として、間接的に電気の利用者(受益者)に負担を求めるものであり、課税標準を「販売電気の電力量」としているのは、受益の程度が販売電力量に対応するためである。

また、法人事業税については、収益活動が、道路をはじめとした諸々の公共施設の利用を通じて行われていることから、これらの施設に必要な経費を分担せしめる目的で課されており、事業という収益活動に担税力を見出し、事業活動の規模を適切に表すために「収入金額」を課税標準としている。

一方で、核燃料税の出力割の課税標準が「発電用原子炉の熱出力」となっているのは、本税が原発立地に伴う財政需要に充てるための税であるところ、財政需要が原子炉の熱出力(規模)に対応するためである。

以上を踏まえると、核燃料税と電源開発促進税及び法人事業税は、形式的にも実質的にも課税標準が同じであるとは言えないのではないかと考えられる。

② 住民の負担

特定納税義務者である関西電力(株)は、2020年度の年間売上(連結)が3兆923億円、経常利益が1,538億円の企業であり、同じく特定納税義務者の日本原子力発電(株)は、同年間売上(連結)が963億円、経常利益が75億円の企業である。

本税による負担(平年度)はそれぞれ約129億円/年、約23億円/年(課税期間5か年)であり、仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、福井県の試算によると、標準家庭1世帯で36.6円/月の負担であり、住民の負担が著しく過重となるとは言えないのではないかと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。福井県核燃料税は、福井県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものであると言えるのではないか。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。